

[会議名等]	令和 7 年度当事者会 5 月定例会	文 責	障がい福祉室
日 程	令和 7 年 5 月 15 日 午後1時30分～3 時 30 分	場 所	吹田市役所 災害対策本部
1. 「障がい者児のための防災ハンドブック」講演の依頼 内容: 当事者に向けての防災ハンドブックの講演及び質疑応答 主催: A 福祉会 参加者: 当事者会委員7名 2. 年間計画について ・地域との繋がりづくり ～みんなで取り組む防災～ ・「障がい者児のための防災ハンドブック」の広げ方について ・地域会議・専門部会との繋がりづくり ■意見・質疑応答 ・行政関係の防災施設等の記載も防災ハンドブックの中にあっただほうがいいのではないかな。 ・地域会議のテーマは決まっているのか。地域会議に当事者が参加できるようにしてはどうか。 →6地域ともテーマはまだ決まっていない。前年度は当事者会委員が参加する機会があったが、今年度についてはテーマ、詳細共に未定である。当事者の参加については今後、確認と検討を進めていく。 ・令和7年6月に開催される A 福祉会での講演以外にも地域への活動は実施すべきではないか。各地域でどのような困りごとや課題があるのか当事者会として把握する必要がある。その情報を地域へ還元していくべきではないか。 ・障がい者相談支援センターは地域でどれくらいの認知度があるのか。また相談業務の件数を公開していないのか。 →吹田市のホームページ内でも各センターの相談件数を公表している。障がい者相談支援センターは自治会や民生委員との連携も進めており、地域との交流に力を入れている。 ・障がい者相談支援センターへ訪れた際に視覚障がい者への対応や意識をさらに高めてほしいと感じた。吹田市のホームページからセンターのサイトを閲覧したことがあるが音声対応しておらず、視覚障がい者は情報を得ることができない。障がい特性によって情報を得ることができないケースがあるため工夫が必要なのではないか。障がい種別による情報格差は大きな課題であり、当事者会として取り組むべきものでもある。 ・「障がい者児のための防災ハンドブック」は障がい者相談支援センターに設置されていると思うが、それを活用できているのか。設置しているだけで正しく周知できていないのではないかな。 ・「障がい者児のための防災ハンドブック」は児童や発達障がい、知的障がいの方も読むように想定されている。しかし内容は文字が多く説明も長いため、絵や図形を増やし、説明も簡潔に修正すべきではないか。当事者と行政では「わかりやすい」という認識に齟齬があるように感じる。 ・「障がい者児のための防災ハンドブック」について手話で通訳している動画があれば便利ではないか。 ・「障がい者児のための防災ハンドブック」の音訳は検討できているのか。点字を読めない視覚障がい者もいるため、音訳の需要はあるのではないかな。 3. 年次目標について ・障がいに関する理解啓発を「障がい者児のための防災ハンドブック」等をツールとして活用し地域との繋がりやの輪を創る。 →上記の内容を任期内の目標とすることについて委員全体で合意した。			

4.その他

・「障がい者児のための防災ハンドブック」増刷、「障がい者児のための防災ハンドブック」・事例集アップデート

→「障がい者児のための防災ハンドブック」第2版及び公開版ブラッシュアップについて(別紙)参照

■意見・質疑応答

・修正箇所についてはデータ版の修正から取り掛かる。

・「障がい者児のための防災ハンドブック」の初版は300部であり、A 福社会での講演会で70部配布することを想定すると残数がわずかになる。予算や納期について、今後、検討していく。

・とある個人が「障がい者児のための防災ハンドブック」を好意で印刷してくれた。それを受け取ることは可能か。

→内部で協議の上、判断する。

・当事者会の傍聴と見学について

→A 大学 A 教授より学生たちが当事者会を見学できないかとの申し出があった。外部からの申し入れがあった場合は委員が了承すれば見学できるようにしてはどうか。また、一般市民向けに傍聴の案内をすることを検討している。

■意見・質疑応答

・事前に申し出があれば人数を区切った上で傍聴を認めていいと思う。オンラインでの傍聴は機器や通信のトラブル等に対応できるかが懸念事項だが、学生等、大勢が参加するのであればオンライン開催も必要性があると思う。

・以前、A 市当事者部会との交流があったが傍聴とはそれと同じような認識でよいのか。

→A 市当事者部会との交流ほど大規模なものではない。

・見学者や傍聴者は発言、質問ができるのか。

→発言できないと規則で決まっている。

・令和7年7月と令和8年2月に傍聴を開催することは可能なのか。

→7月の開催は市報への掲載が間に合わない。そのため9月に引き延ばすか、ホームページのみの掲載で7月に開催することになる。

・見学、傍聴の申し入れがあった際に委員全員の確認をとることは難しいため、会長、副会長、事務局に承認の権限を委ねてはどうか。

→原則は委員全員に確認をするべき。当事者会の開催が2か月に1回のペースのため、メールにて委員全体に見学、傍聴の可否を問うこととする。

以上